

採用条件等

1/2

採用日：令和8年4月1日

職種：歯科衛生士

1 初任給

短大卒程度

228,500 円

※令和7年4月現在

※職歴がある者は、年数等に応じた加算があります。

(採用内定後、在籍証明書の提出が必要です)

2 各種手当

地域手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外手当等

※1カ月給与額参考（時間外時間は月平均の10時間、通勤距離は8kmで算出）

給与例 (新卒)	短大卒程度
	金額
給料	228,500
地域手当	13,710
通勤手当	10,000
特殊勤務手当	5,000
時間外手当	19,850
合計	277,060

3 賞与

年間計

4.60 月分

※令和7年4月現在

夏(6月期)

初年度

0.69 月分

翌年度

2.30 月分

冬(12月期)

2.30 月分

初年度給与例 (新卒)	短大卒程度
	金額
夏(6月期)	167,125
冬(12月期)	557,083
合計	724,208

4 定期昇給

年1回（民間給与の動向に応じて給与改定あり）

5 勤務時間

日勤：午前8時15分から午後5時まで

休日：土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始

6 休暇

年次有給休暇 初年度20日（採用日により減。残日数を翌年に繰り越した
場合、最大年40日）

特別休暇 夏季休暇、結婚休暇、出産休暇ほか

7 条件付採用期間

勤務開始後6カ月

8 福利厚生

静岡県市町村職員共済組合の保険に加入
定期健康診断、ストレスチェック
宿泊施設・県内公共施設等利用助成など

9 受験について

次のいずれかに該当する人は、受験することができません。

○地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当する人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・磐田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

○日本国籍を有しない人の受験について

次のいずれかに該当する人は日本国籍を有していなくても受験が可能です。

- ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
- ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

※試験時に在留カードまたは特別永住証明書を確認させていただきます。

〔注意〕

日本国籍を有しない人は、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員になるためには日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、公の意思形成に参画しない職への任用となります。

なお、エントリーシート等に不正記載があった人は合格を取り消します。

10 受動喫煙対策

敷地内禁煙